

## **第4編 推進計画**

### **～目標実現に向けての施策～**

はばろ次世代育成支援行動計画推進施策体系図

1. 家庭・地域における子育て支援の推進
2. 子育て家庭に対する経済的支援の推進
3. 地域児童育成ネットワークの整備充実
4. 保健・医療サービスの充実
5. 職場における子育て環境づくり
6. 生活環境基盤の整備
7. 教育の充実
8. 子どもの健全育成の推進
9. 家庭と子育てに関する意識啓発の展開

# はほろ 次世代育成支援行動計画 推進施策体系図

## 羽幌町民憲章

- ・仕事を大切にし、働くよるこびに生きる うるおいのある町にします
- ・おたがいに、思いやりのある、ゆたかな町にします
- ・自然を愛し、平和で 美しい町にします
- ・文化を高め、スポーツに親しみ、明るい町にします
- ・きまりを守り、力をあわせて、住みよい町にします

羽幌町総合振興計画  
"ほっとプラン21"  
まちづくりの目標

はほろ次世代育成支援行動計画  
基本理念

### 心と心をつなぐ ハートコミュニケーション はほろ

- ・地域の自然が育む  
豊かなまち
- ・誰もが居場所と  
生きがいをもって  
暮らせるまち
- ・安心して魅力的な  
田舎暮らしができるまち

心と心をつなぎ  
子育て支援  
地域で支えあい  
やさしく  
たくましく育め  
子どもたち

## 子ども・子育てに関する羽幌町の実現

次世代育成支援対策推進法（平成18年6月改正）  
少子化社会対策基本法（平成15年7月制定）  
児童福祉法の一部改正（平成20年12月改正）  
北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月制定）  
羽幌町総合振興計画 “ほっとプラン21”（平成14年～平成23年）  
羽幌町における教育改革推進の在り方について（平成13年11月答申）  
羽幌町生涯学習推進基本計画（平成14年度～平成23年度）  
羽幌町エンゼルプラン（平成15年度～平成24年度）

### 基本視点

### 推進計画

### 具体的な施策

#### 家庭・地域における 子育て支援

##### 家庭・地域における 子育て支援の推進

- 保育所の保育内容の充実
- 地域子育て支援センターの整備充実
- 個別支援の必要な児童や障害のある児童を持つ家庭への支援の充実
- 保育所の改修
- ひとり親家庭への援助の充実
- 離島地区民営保育所に対する支援
- 特定非営利活動法人、保育ママ等との連携

##### 子育て家庭に対する 経済的支援の推進

- 乳幼児やひとり親家庭等医療費の助成
- 子ども手当や児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当や特別児童扶養手当の支給
- 保育料の適正化
- 就園・就学の援助

#### 子どもや子育てに やさしい環境づくり

##### 地域児童育成ネット ワークの整備充実

- 福祉・保健・医療・教育の連携
- 児童育成組織との連携等
- 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実

##### 保健・医療サービスの 充実

- 母子保健の充実

##### 職場における子育て 環境づくり

- 育児休暇制度等の導入促進
- 職場における保育環境の整備促進
- 事業主行動計画の策定推進

##### 生活環境基盤の整備

- 主要施設を結ぶバス路線の確保
- インターネット整備の推進
- 子どもと子育て家庭にやさしい街づくり事業等
- 医療機能の充実に向けた取り組み

#### ゆとりある教育と 健全育成の推進

##### 教育の充実

- 幼稚園と保育所・学校との連携
- 家庭や地域での教育の充実
- 学校教育の充実
- いじめ、ひきこもり、不登校児などの対策の充実

##### 子どもの健全育成 の推進

- 多様な活動・体験機会の拡充
- 放課後児童クラブ（こぐま児童会）の充実

#### 子育てに対する 意識啓発

##### 家庭と子育てに関する 意識啓発の展開

- 町民等への広報・啓発
- 子育てに配慮した職場づくりの啓発
- 子育て支援マップの作成

町民

家庭  
保幼学  
地職行

育稚  
域社

庭所  
園校  
会場  
政

## 第4編 推進計画（目標実現に向けての施策）

### 1. 家庭・地域における子育て支援の推進

家庭の養育機能の低下や地域の人間関係が希薄化している中で、子育てが思うようにいかないと感じている保護者が多くなっています。

このため、子育てに関わっている方々が、子育てや育児不安などについて気軽に相談することができ、適切な援助を受けられるよう、児童相談所との一層の連携強化や子育て支援センターの充実を促進するほか、発達支援センター、保育所、幼稚園などの地域の子育て支援機関による相談・援助活動を促進します。

また、保育の質を高めるため、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、さらには保育を支える基盤の強化を検討し、保育実践の改善及び向上に取り組み、子どもを取りまく家庭や環境の変化に対応していきます。



#### （1）保育所の保育内容の充実

##### ① 低年齢児保育

乳児の保護者が安心して働けるよう0歳児からの乳児保育の充実に向けての取り組みを推進します。

特に町立羽幌保育園における3歳未満児の受け入れの拡充をします。

##### ② 一時保育

保護者の病気、出産等一時的に保育が困難となった場合に対応するため、一時保育を推進します。

##### ③ 延長保育

保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育を推進します。

##### ④ 土曜保育（午後の延長）

近年の女性の社会進出を背景とした保護者の土曜就労に対応するため、土曜日における午後の保育延長を検討します。

##### ⑤ 特定保育

保護者のパート労働、虐待児童、発達障害児等に対応するため、時間的な受け入れを検討します。

##### ⑥ 保育の質の向上

保育士の資質・専門性を高めるため、保育士研修会などに参加する機会の充実に努め、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
低年齢児保育					▶
一時保育					▶
延長保育					▶
土曜保育				▶	▶
特定保育				▶	▶
保育の質の向上					▶

⑦ 障害児保育の充実

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の程度に応じた障害児と健常児の混合保育を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
障害児保育の充実					▶
在宅児童の受け入れ					▶

⑧ 在宅児童の受け入れ

保育園に親子でお遊び入園してもらうことによって、育児相談や親子同士の情報交換の場を提供し、適切な親子関係の構築を推進します。

(2) 地域子育て支援センターの整備充実

若い保護者の増加や核家族化を背景として、育児に慣れていない保護者を支援する機関として、羽幌保育園内に子育て支援センターを開設しています。

センターは、子育てに係る啓発をはじめ地域に密着した育児、健康、情報の発信、交流活動などの拠点として運用しています。しかし、羽幌保育園では手狭なため、親子の交流活動はすこやか健康センターで実施している状況です。

このようなことから、将来的に独立した施設の検討を行いながらも、健康センター事業との連携を図りつつ、当面は羽幌保育園内に設置します。指導員を配置しつつ、子育て家庭の不安や悩みについての相談を受け、適切な指導を行いながら体制の確立を図り、保護者間の交流や情報提供、さらには子育てサークルの育成及び支援など、地域に密着した子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターの充実を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育て支援センターの整備充実					▶

① 育児相談

育児不安や悩みを持つ親などを対象に電話・面接により問題解決へのアドバイスをする子育て支援を推進します。

② 育児教室

遊びを通して親子がふれあうことを目的としながらも、栄養や歯科、育児に関する教室を実施します。

③ 子育てサークル支援

子育てサークル等の組織化を奨励するとともに、参加の呼びかけや自主的活動を支援します。

④ 子育て情報の提供

子育てに関する情報の収集に努め、情報紙等の発行を通して情報提供を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
育児相談					▶
育児教室					▶
子育てサークルの支援					▶
子育て情報の提供					▶

### (3) 個別支援の必要な児童や障害のある児童を持つ家庭への支援の充実

乳幼児期や学童期における発達過程の中で、個別の関わりが必要と思われる児童が増加傾向にあり、専門的な療育指導や個別・小集団での遊び体験等、個々の持っている力を伸ばすための取り組みが求められています。

このようなことから、専門的な相談・療育体制の確立を図るとともに、親子ふれあいの場を提供するなど、自信をもって子育てが出来るよう支援に努めます。

#### ① 相談体制

個別支援の必要な児童や障害のある児童の保護者が必要なサービスを利用できるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、民生委員児童委員、保健福祉事務所、児童相談所の専門員及び福祉担当職員、保健師等が連携し、保健・福祉サービスの全てについて相談できる「要保護児童対策地域協議会」で、適切なサービスが短期間で提供に結びつく相談体制を充実します。

#### ② 就学前保育・教育（障害児保育）

障害がある子もない子も、共に地域で健やかに成長していくよう幼稚園、保育所での就学前保育を推進します。

保育所での障害児の受け入れに当たっては、保育内容を充実するとともに施設の改修など環境の整備に努めます。

また、発達支援センターとの連携を一層すすめる、保育内容の充実を図ります。

#### ③ 早期療育体制の確立

発育や発達の遅れ、疾病や障害のあることが心配される乳幼児、育児に不安を持つ保護者への専門的な相談や療育指導の一層の充実を図るとともに、発達支援センター事業を充実させ、早期療育体制の確立を図り、質の高い療育の提供に努めます。

#### ④ 教育相談体系化事業の確立

教育・発達等の相談に対し、教育委員会職員、各小中学校職員、幼稚園・保育園職員、発達支援センター職員や福祉保健担当職員が連携し、きめ細かな対応をします。

#### ⑤ 身体障害児補装具・日常生活用具の助成

身体障害児の日常生活の自立を促進するため、その機能を助ける補装具や日常生活用具の給付及び調整等を援助します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
相談体制					▶
就学前保育・教育					▶
早期療養体制の確立(発達支援センターの充実)					▶
教育相談体系化事業の確立					▶
身体障害児補装具・日常生活用具の助成					▶

#### (4) 保育所の改修

羽幌保育園は昭和42年に建設され、年数の経過や保育内容の変化に応じて外部、内部及び設備の改修を行っていますが、築後42年を経たことにより全体的に老朽化が著しい状況にあります。

ニーズ調査では、既存施設が古くて狭い・園庭が狭い・遊具が少ない等施設環境に対する意見が多く見られることから、保育対象児童数の推移、乳幼児保育などの特別保育の充実を見据えた保育定員の設定、スペースの確保が求められております。

このようなことから、保育園の改築も含め、今後の保育施設のあり方を検討しつつも、既存施設の必要な改修を行なっていきます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
保育所の改修					▶

#### (5) ひとり親家庭への援助の充実

母子・父子家庭等で養育されている子どもの健全な保育のために、相談や支援体制の充実に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
ひとり親家庭への援助の充実					▶

#### (6) 離島地区民営保育所に対する支援

天売地区における民営保育所の運営に対し、運営費の助成並びに施設の使用などの支援を推進します。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
離島地区民営保育所に対する支援					▶

#### (7) 特定非営利活動法人、保育ママ等との連携

家庭保育所等で養育されている子どもの健全保育のため、相談や情報交換等支援体制の充実に努めるとともに、子育て経験豊かな町民ボランティアによるファミリーサポート体制の整備に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
家庭保育所との連携					▶
ファミリーサポート体制の整備					▶



## 2. 子育て家庭に対する経済的支援の推進

ニーズ調査では、子育てをする上で不安に思っていることや悩みの中で、「経済的なこと」と答えている人が、また、行政への要望でも「保育所・幼稚園の費用負担の軽減」と答えている人が多く見られます。

このため、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るべく、各種医療費や手当等の公的負担の周知と支援を行っていきます。

### (1) 乳幼児医療費の助成

乳幼児（小学校就学前）の入通院、小学生の入院に係る医療費の助成。

### (2) ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の児童（18歳まで・学生20歳まで）の入通院、親の入院に係る医療費の助成。

### (3) 子ども手当の支給

中学校修了までの子どもを養育する家庭への支給。

### (4) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭及び父母と生計を同じくしていない児童を監護する養育者への支給。

### (5) 障害児福祉手当の支給

精神又は身体に重度の障害を持つ20歳未満の在宅重度障害児（者）への支給。

### (6) 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に重度の障害を持つ20歳未満の在宅重度障害児（者）を監護する父又は母、若しくは養育者への支給。

### (7) 保育料の適正化

少子化対策として、国の保育料徴収基準額より可能な限り低い基準額とする等の検討をおこなうとともに、公平な負担割合となるよう保育料の適正化を検討します。

### (8) 就園・就学の援助

幼稚園就園奨励費補助金並びに要保護・準要保護就学援助費等の支給。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
乳幼児医療費の助成					→
ひとり親家庭等医療費の助成					→
子ども手当の支給					→
児童扶養手当の支給					→
障害児福祉手当の支給					→
特別児童扶養手当の支給					→
保育料の適正化					→
就園・就学の援助					→

### 3. 地域児童育成ネットワークの整備充実

子どもへの関わり方や育児に対する不安から孤立化や育児ストレスを持つなど、広く育児支援を必要とされる保護者が多くなってきています。

ニーズ調査では、「子どもとの時間を十分取れない」「配偶者やパートナーの協力が少ない」「子どもを叱り過ぎているような気がする」など、子育ての不安から他の支援を求めていることが伺われます。

このため、地域のニーズに合わせた地域住民による取り組みと医療機関・保健福祉関係機関・教育機関などとの連携を図り、「要保護児童対策地域協議会」をはじめとして、親子を支える地域のネットワークを促進します。

#### (1) 福祉・保健・医療・教育機関の連携

- ① 保育所、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、すこやか健康センター等のサービス提供主体間との連携や各機関が個々に得た情報の共有化を進めるため、より緊密化した体制づくりを推進し、定期的に、また、必要に応じた意見交換の機会を設け、ニーズに応じたサービスの提供が行えるよう住民の視点に立った展開に努めます。

- ② 児童相談所、保健福祉事務所等関係行政機関との連携会議等における懇談を中心として、直接あるいは間接的に情報の交換や助言を求め、地域における支援活動への糧とするための体制づくりの構築に努めます。

年度 事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
保育所、地域子育て支援センター、すこやか健康センター等のサービス提供主体間との連携					▶
児童相談所、保健福祉事務所等関係行政機関との連携					▶

#### (2) 児童育成組織との連携等

- ① 青少年問題協議会、民生委員児童委員との連携  
青少年の指導育成、保護及び矯正に関して連携を深め、必要な施策の実施に努めます。

- ② 社会福祉協議会、地域ボランティア団体、青少年育成組織等の連携・支援

社会福祉協議会・ボランティアセンター・子ども会育成連絡協議会・少年補導員連絡協議会・PTA等関係機関との連絡を密に、必要に応じた情報交換のためのネットワーク化を推進し、活動に対する可能な限りの支援に努めます。

年度 事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
青少年問題協議会、民生・児童委員との連携					▶
社会福祉協議会、地域ボランティア団体、青少年育成組織等の連携・支援					▶

### (3) 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実

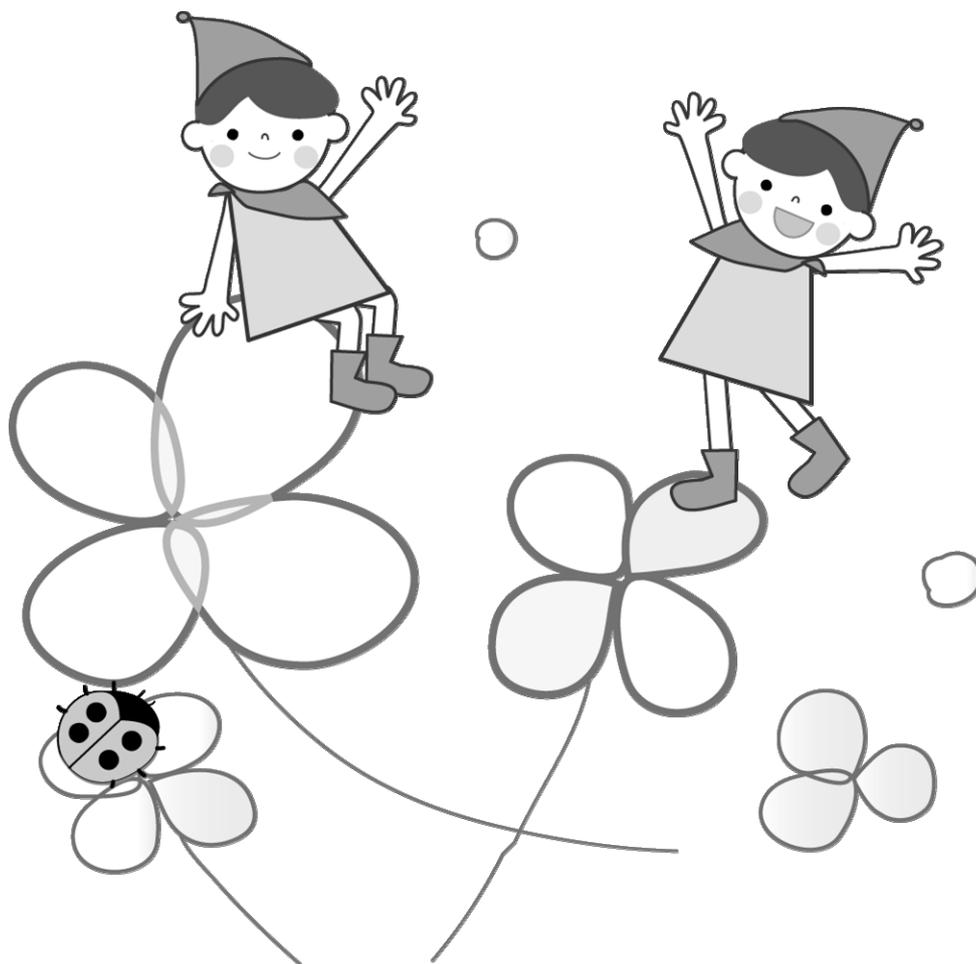
児童虐待の防止と早期発見、また、子どもをめぐる多様化、複雑化した様々な問題に迅速で的確な対応を図るとともに総合的、継続的に支援するべく、平成 15 年 12 月、「羽幌町子育て支援ネットワーク」が設立されましたが、児童福祉法改正により、平成 21 年 4 月には、より法的拘束力の強い「羽幌町要保護児童対策地域協議会」へ移行しました。福祉・保健担当職員、教育委員会職員、各小中学校、幼稚園、保育所、民生委員児童委員が連携し、一層きめ細やかな支援の充実を図ります。

虐待のみならず DV（ドメスティックバイオレンス）の予防及び対応の充実も視野に入れた取り組みをすすめます。

周辺における関係に配慮しつつ、慎重、かつ、速やかな対応が求められる事案が多いことから、病院や消防署、警察署等との連携を図りながら迅速な対応をすすめます。

また、児童相談所や保健福祉事務所などの専門的知識を備えた機関と綿密な連携を図り対応をすすめます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
要保護児童対策地域協議会の充実					▶



## 4. 保健・医療サービスの充実

本町における妊婦の年齢層は25歳～34歳が中心となっていますが、20歳未満の妊娠も増加傾向にあります。また、妊娠中の健康や出産に関する悩みや育児に対する不安を抱えている育児者も多く見られます。

このため、子どもが健やかに発育・発達し、不安なく育児を行うことができるよう各種母子保健事業の充実と体制づくりを目指します。

### (1) 母子保健の充実

#### ① 乳幼児健診の充実

乳幼児期の健康状態や発育・発達状況の確認及び育児不安を支援する場として、乳幼児健診の質の向上と体制の充実を図ります。

また、経過観察の必要な子どもや育児不安が見られる保護者に対し、継続的な相談や訪問指導を実施し、親子の健やかな育成に努めます。

さらに、発育や発達の遅れが早期に発見され、療育を必要とする子どもが適切な療育へと結びつくような体制づくりを目指します。

#### ② 母（父）性教育と相談の充実

健全な母（父）性の育成を目指し学校保健との連携を強化するとともに、妊娠期・育児期の相談事業の充実や育児教室の充実に努めます。

#### ③ 母子栄養に関する相談・指導事業の充実

乳幼児期の発育・発達に応じた栄養摂取と正しい食習慣についての知識普及を目指し、乳幼児健診や相談事業における栄養指導の充実に努めます。

#### ④ 疾病予防事業の充実

生活習慣病予防のために、乳幼児健診における栄養指導や生活習慣指導を充実し、小児期からの健康的な生活習慣の確立を目指します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
乳幼児健診の充実					→
母(父)性教育と相談の充実					→
母子栄養に関する相談・指導事業の充実					→
疾病予防事業の充実					→



## 5. 職場における子育て環境づくり

ニーズ調査では、仕事と子育てを両立させる上で大変なこととして「急な残業が入る」「仕事のため子どもと接する時間が少ない」「職場の理解が得られない」と答えている人が多く見られます。

このため、子育て中の保護者が子育てと仕事を両立できるよう、事業所等へ各種制度の普及啓発や労働環境の改善などを働きかけていきます。

### (1) 育児休暇制度等の導入促進

各機関と連携して、各種制度の啓発と普及に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
育児休暇制度等の導入促進					▶

### (2) 職場における保育環境の整備促進

育児期における労働時間の短縮、再雇用制度の導入などの啓発に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
職場における保育環境の整備促進					▶

### (3) 事業主行動計画の策定推進

特定事業主(羽幌町)行動計画を策定しその推進を図るとともに、一般事業主に対しても行動計画の策定について周知・啓発に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
事業主行動計画の策定推進					▶



## 6. 子育てを支援する生活環境基盤の整備

子どもや子育て中の保護者が安心して生活を送るためには、子どもや保護者にやさしい街づくりが求められます。

ニーズ調査では、「子づれでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「雨の日に遊べる場所がない」等遊び場や遊具に対する要望が多く、

また、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」「町内で出産できない」「小児科がない」という意見が高い比率を示しております。

このため、子どもを含めた住民の公共施設及び医療施設を中心とした利用に配慮するとともに、交通網や情報網の整備に努めます。



### (1) 主要施設を結ぶバス路線の確保

市街地周辺における周回バスの運行を充実します。

### (2) インターネット整備の推進

パソコンの普及やインターネットの導入により、メール交信等、行政機関における手続きの簡略化や情報収集、交流を推進します。

### (3) 子どもと子育て家庭にやさしい街づくり事業等

- ① 公園、広場の整備充実に努めます。
  - ・地域遊園地、オロちゃんランド、レストパーク、ばら園等公園の整備
- ② 公共施設の効率的な活用に努めます。
  - ・中央公民館、総合体育館、武道館、スポーツ公園・町民スキー場等の開放
- ③ 学校施設の地域開放を一層推進します。
- ④ 交通安全教育や交通指導を推進します。
- ⑤ 防犯・防火教育や指導を推進します。
- ⑥ 公共施設等の防犯設備やトイレの改善など、施設の充実や清潔な管理に努めます。
- ⑦ 犯罪等の被害から守るための活動を推進します。
  - ・子どもの健全育成、防犯に係る機関の連携
  - ・「こども 110 番」の促進

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
主要施設を結ぶバス路線の確保					▶
インターネット整備の推進					▶
子どもにやさしい街づくり事業等					▶
医療機能の充実に向けた取り組み					▶

### (4) 医療機能の充実に向けた取り組み

道立羽幌病院小児科医師並びに産婦人科医の固定化に向けて、北海道及び医療関係機関等への要請活動を継続します。

## 7. 教育の充実

保育所・幼稚園と福祉、教育行政が連携して、子どもや親が学習・体験する様々な機会が設けられていますが、親自身の学習に対する意欲は決して高いとは言えません。

反面、幼児期における早期教育を望む保護者の増加や子ども達の生活が学業中心となっているなど、心身の調和のとれた成長への影響が懸念されています。

また、学校教育では、豊かな感性や人を思いやる心やたくましく生きる力の育成が重視され、社会教育では子ども達に豊かな自然体験や生活体験などの機会を増やしていくことが求められています。

このため、生きる力の育成やゆとりある教育の推進を図るとともに、多様な活動・体験機会の提供や安心して遊ぶことができる環境の整備を推進します。

### (1) 幼稚園と保育所・学校との連携

発育状況に応じた集団生活の中で、遊びや学校生活を通じて心豊かな子どもの育成を図るため、連携や情報交換を充実します。

- ① ちびっこ教室、体操教室、英語教室等の開催。
- ② 小学校一日体験入学、小学生・中学生と園児の交流会等の開催。
- ③ 幼稚園、保育所、小学校、中学校における参観日交流事業の実施。

事業名	年度	実施時期(目標年度)				
		22	23	24	25	26
幼稚園と保育所・学校との連携						▶

### (2) 家庭や地域での教育の充実

豊かな人間性を育むために、家庭や地域での生活体験や自然体験をとおして、道徳観・正義感を身につけさせます。

- ① 子ども達の生活体験機会を広げます。
- ② 親子による交流、自然体験学習機会を広げます。
- ③ 地域の子どもの遊び場を増やします。
- ④ 地域社会における子ども達の体験活動を支援する体制をつくります。
- ⑤ 子ども達の活動を支援するリーダーを育てます。
- ⑥ 子ども達を取り巻く有害環境の浄化に地域社会全体で取り組みます。
- ⑦ 子育てに悩む若い親の学習機会を充実します。
- ⑧ 保育所・幼稚園と福祉、教育行政が連携して支援体制を充実します。

事業名	年度	実施時期(目標年度)				
		22	23	24	25	26
家庭や地域での教育の充実						▶



### (3) 学校教育の充実

豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きる健康や体力、自己教育力の育成を通して「生きる力」を養っていきます。

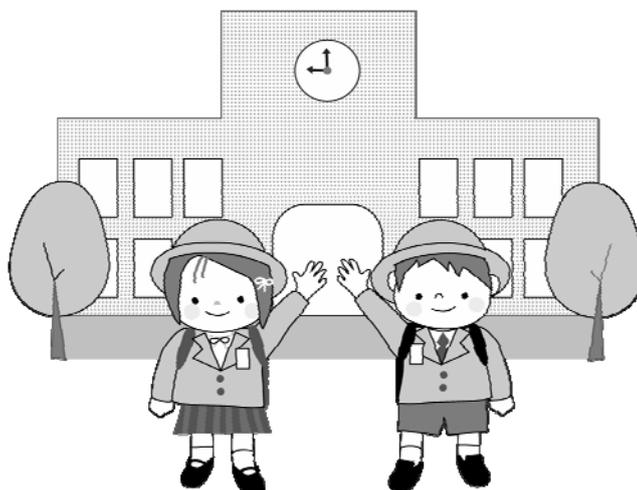
- ① 子ども一人一人の理解や習熟状況、興味関心に応じた個別指導を通して「わかる授業」「楽しい学校づくり」を推進します。
- ② 発見する喜びや知る楽しさを実感させ、自らすすんで探求活動に取り組む姿勢の指導・育成をとおして「自ら学び考える力」を育てます。
- ③ 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、集団生活を営むための基本的ルール、善悪を判断する意思と実践力の指導・育成をとおして、「豊かな人間性や社会性」を育てます。
- ④ 地域の豊かな自然や優れた素材・人材を活用した体験学習を重視し、創意工夫した教育活動をすすめて「特色ある学校づくり」を推進します。
- ⑤ 家庭・地域社会とともに教育活動をつくり上げていくため、学校施設の開放や学校評議員等の設置により「開かれた学校づくり」を推進します。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
わかる授業・楽しい学校づくりの推進					▶
自ら学び考える力の育成					▶
豊かな人間性や社会性の育成					▶
特色ある学校づくりの推進					▶
開かれた学校づくりの推進					▶

### (4) いじめ、ひきこもり、不登校児などの対策の充実

慎重、かつ、速やかな対応が求められる状況が多いとの事例から、速やかな対応を図るため関係機関によるネットワーク化をすすめるとともに、児童相談所や保健福祉事務所、学校などとも連携を図り、体制の充実に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
いじめ、ひきこもり、不登校などの対策の充実					▶



## 8. 子どもの健全育成の推進

物質的には恵まれた生活を送っているが我慢強さや精神的な豊かさに欠けるなど、「心の豊かさ」が置き去りにされていることが指摘されています。  
ニーズ調査では、子どもの放課後の過ごし方について、クラブ活動などの習い事や放課後児童教室が求められています。

このため、家庭における親子の会話の重視や子ども達の多様な体験活動をとおして、思いやりや自主性、協調性などを育てていきます。

### (1) 多様な活動・体験機会の拡充

関係機関・団体との連携を深め、各種活動や体験機会の提供に努めます。

#### ① さまざまな人とのふれあい活動の拡充

- ・世代間交流の推進
- ・ボランティア活動の推進
- ・国際交流活動の推進

#### ② 地域活動の活性化

子ども会活動等地域コミュニティ活動の推進

#### ③ 体験学習機会の拡充

- ・自然や環境等に関する各種教室・講座の開催
- ・「総合的な学習時間」を通じた体験学習の推進

#### ④ 文化・スポーツ活動の拡充

- ・芸術・文化や郷土芸能等にふれあう機会の充実
- ・スポーツ少年団や各種スポーツ・レクリエーション活動の推進

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
さまざまな人とのふれあい活動の拡充					▶
地域活動の活性化					▶
体験学習機会の拡充					▶
文化・スポーツ活動の拡充					▶

### (2) 放課後児童対策事業の充実

保護者の就労等により、日中、保護者のいない子どもの健全育成を図るため放課後児童対策をすすめています。

現在は、保護者で組織する運営協議会において「こぐま児童会」を開設していますが、利用者のニーズを把握しながら、留守家庭児童の放課後対策の充実に取り組むとともに、運営に対する支援に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
放課後児童クラブ(こぐま児童会)の充実					▶

## 9. 家庭と子育てに関する意識啓発の展開

子どもが健やかに伸び育つとともに、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを社会全体で推進することが求められています。

ニーズ調査では、「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい」「子育てに関する必要な情報がすぐ得られない」と答えている人が見られます。

このため、社会全体での子育て支援の必要性や家庭生活での男女共同参画が推進されるよう意識啓発に努めます。

### (1) 町民等への広報、啓発

子育ての必要性や男女共同参画など、広報等を活用して啓発を広く図るとともに、町民の自主的な取り組みを支援します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
町民等への広報、啓発					▶

### (2) 子育てに配慮した環境づくりの啓発

家族のふれあいを促進するため、関係機関と連携し、子育てに配慮した職場づくりの啓発を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育てに配慮した環境づくりの啓発					▶

### (3) 子育て支援マップの作成

羽幌町における児童福祉施設・公園等の設置や運営状況、また、親子を対象とした各種事業や支援制度を周知するためマップを作成し、子育てに関する情報提供に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育て支援マップの作成					▶

